

●香川県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年4月1日	ながいこどもクリニック	丸亀市金倉町1440番地8
令和4年4月1日	アライブ薬局かなくら店	丸亀市金倉町1440番地25
令和4年4月4日	ウェル調剤薬局	仲多度郡多度津町幸町2番24号
令和4年4月18日	医療法人社団誠和会丸亀整形外科とだにクリニック	丸亀市土器町東三丁目612番1号
令和4年5月1日	薬局日本メディカルシステム三豊北店	三豊市詫間町詫間6784番地150
令和4年5月1日	薬局日本メディカルシステム三豊南店	三豊市三野町下高瀬1316番地12